# 令和7年9月4日開催教育委員会会議記録

## 1 開会・閉会等について

1 開去・周去寺に ソ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・													
開催	目	令和	7年	9月4日	(木)								
場	所	教育	委員	会室									
開	会	午後	3 時	00分									
閉	会	午後	3 時	18分									
出席	秀員												
	教	育		長	加	藤		裕	之				
	委			員	岸	田		玲	子				
	委			員	岡	田		卓	巳				
	委			員	小	Щ		勉					
	委			員	木	1	内	建	造				
説明のために出席した職員													
	教育委員会事務局次長				岩	瀬		均					
	庶	務	課	長	塩	澤		満					
	学	務	課	長	北	野		豆					
	指	導	室	長	石	坂		泰					
	すみだ教育研究所長				土	井		翔	太				
	地域教育支援課長					村	健	太	郎				
	ひきふね図書館長					井		邦	惠				
	教育センター所長					室長	石坂	泰	兼務				
	教育委	員会事	務局副	参事	Щ	﨑		紀	之				

## 2 議題について

### (1) 議決事項

議案第41号 墨田区教育委員会における墨田区行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する条例の施行に関する規則の一部改正について 議案第42号 令和8年度墨田区立小・中学校募集人数について

### (2) 報告事項

第1 教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について

- 第2 令和7年度墨田区立図書館・コミュニティ会館図書室・すみだ共生社会推進センター情報資料コーナー蔵書点検結果報告について
- 3 会議の概要について
- **〇教育長** それでは、本日の教育委員会を開会いたします。本日の会議録署名人は、岸田委員に お願いします。

#### 議決事項第1・・・資料番号【41-1~41-2】

議案第41号「墨田区教育委員会における墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の施行に関する規則の一部改正について」を上程し、庶務課長が資料のとおり説明する。

**〇教育長** ただいまの説明について、何かご質疑、ご意見はございますか。

(発言する声なし)

**〇教育長** それでは、議案第41号は、原案どおり改正することにしたいと思いますが、ご異議ご ざいませんか。

(質疑なし)

**〇教育長** それでは、原案どおり改正することにします。

#### 議決事項第2・・・資料番号【42-1~42-2】

議案第42号「令和8年度墨田区立小・中学校募集人数について」を上程し、学務課長が資料の とおり説明する。

- **〇教育長** ただいまの説明について、何かご質疑、ご意見はございますか。
- **〇岸田委員** 事前に送られてきた情報提供資料よりも、通学区域内の児童数が増えている学校がありますが、これは転入して来られた方たちですか。
- **〇学務課長** 3日前の9月1日現在の住民基本台帳の人数ですので、転入で増えていると思われます。
- **〇教育長** 中学校は35人学級を基本にしていますが、両国中は40人学級にしています。その点に ついて説明をしてください。
- ○学務課長 東京都では、1年生を原則35人学級にすることになっていますが、学校の判断によっては40人学級とすることができるというルールを基に、現時点で、両国中は1年生を40人学級としています。例えば、ある中学校と両国中では、生徒数が同じでも学級数が違うということがあり得ますが、その場合、両国中のほうが学級数が少なくなりますので、教員の数も少なくなるのか、という心配があります。しかしそうではなく、35人学級で学級編制をしたと想定して、教員が配置されています。ですので、両国中学校は今、40人学級ですが、35人学級の場合で計算した教員数がいますので、そういった意味で、ほかの学校と平等に教員が配置されています。
- **〇教育長** よろしいですか。

(質疑なし)

**〇教育長** それでは、議案第42号は、原案どおり定めることにしたいと思いますが、ご異議ござ

いませんか。

(「異議なし」の声あり)

**〇教育長** それでは、原案どおり定めることにします。

#### 報告事項第1・・・資料番号【資料1-1~1-32】

「教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について」、庶務課長が資料のとおり説明する。

- ○教育長 ただいまの報告について、何かご質疑はございますか。(質疑なし)
- ○教育長 この報告は、「墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則」第3条に基づく、教育長の臨時代理による処理の報告ですから、委員会としての承認が必要となります。承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 それでは、報告のとおり承認することにします。

## 報告事項第2・・・資料番号【資料2-1】

「令和7年度墨田区立図書館・コミュニティ会館図書室・すみだ共生社会推進センター情報資料コーナー蔵書点検結果報告について」、ひきふね図書館長が資料のとおり説明する。

- **〇教育長** ただいまの報告について、何かご質疑はございますか。 (質疑なし)
- **〇教育長** 以上で、本日の議事は全て終了しましが、そのほかに、委員の皆さんまたは事務局から何かございますか。

(質疑なし)

○教育長 ほかになければ、これで教育委員会を閉会します。